

令和4年度

# めざす守口の教育

教育理念  
基本方針  
重点項目

夢



志

守口市教育委員会

－ 目 次 －

めざす守口の教育（概要）	1
1. 教育理念	2
2. 令和 <u>4</u> 年度 教育委員会の主要施策	3
3. 基本方針・重点項目	
<u>基本方針1 命を守る</u>	
重点項目 1 健康・体力づくりの充実	5
重点項目 2 安全・安心な環境づくりの推進	5
<u>基本方針2 学力を伸ばす</u>	
重点項目 3 授業改善の推進	6
重点項目 4 自学自習力の育成	7
重点項目 5 支援教育の充実	8
<u>基本方針3 心を育てる</u>	
重点項目 6 人権教育の充実	9
重点項目 7 道徳教育の充実	9
重点項目 8 生徒指導、キャリア教育の充実	10
<u>基本方針4 学校力を高める</u>	
重点項目 9 学校経営の改善	11
重点項目 10 教職員の資質向上・研修の充実	12
<u>基本方針5 生涯学べる社会をつくる</u>	
重点項目 11 社会教育の振興	13

添付資料

- 大学・スポーツ団体・企業・市民団体・NPOとの連携
- 守口市学力向上プラン

概要版

「めざす守口の教育」では、守口市が掲げる教育理念を実現するために、守口市教育委員会が、当該年度に取り組む基本方針、重点項目を設定した教育方針を示しています。

策定にあたっては、守口市総合基本計画、守口市教育大綱等を踏まえつつ、令和4年度も引き続き新型コロナウイルス感染症や、教育の情報化をはじめとする急激な社会の変化に適切に対応することを重点としております。

<教育理念>

「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際社会で主体的に行動する人の育成」

学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育

学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育

基本方針1 命を守る

「1 健康・体力づくりの充実」では、学校教育全体を通じた、健康の保持・増進及び体力の向上に向けた取組みを示しています。加えて、「2 安全・安心な環境づくりの推進」では、新型コロナウイルス感染症の対策を含めた、安全・安心な教育活動の充実にかかる取組みを示しています。

基本方針2 学力を伸ばす

誰一人取り残さず、すべての児童生徒の確かな学びを保障するため、学力向上プランで2本の柱として示している「3 授業改善の推進」と「4 自学自習力の育成」に「学習規律と言語能力の育成」の内容を踏まえた取組みを示しています。加えて、「5 支援教育の充実」では、個に応じたきめ細やかな指導について示しています。

基本方針3 心を育てる

「6 人権教育の充実」「7 道徳教育の充実」に教育活動全体を通して、推進する取組みを示しています。加えて、「8 生徒指導・キャリア教育の充実」では、集団や社会の一員として自己表現を図っていく大人へ育つよう促す、キャリア教育の視点を持って生徒指導にあたることを示しています。

基本方針4 学校力を高める

「9 学校経営の改善」では、中学校区教育の視点をもって、学校経営改善の取組みを示すとともに、ICT環境を活用した取組みを示しています。「10 教職員の資質向上・研修の充実」では、学び続ける教職員の育成及び教育公務員として法令遵守について示しています。

基本方針5 生涯学べる社会をつくる

「11 社会教育の振興」では、市立図書館を核とした、市民の「集い・学び・交流する」社会教育の充実にかかる取組みを示しています。

学校

家庭  
地域



認定こども園等

育ちを支える教育コミュニティづくり

## 1. 教育理念

# 『郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際社会で主体的に行動する人の育成』

市教育委員会は、『郷土を誇りに思い※1、夢と志をもって※2、国際社会で主体的に行動する※3人の育成』の教育理念のもと、社会が急激に変化していく時代において、社会教育関係部局と連携し、学校教育・社会教育が一体となり、学校・家庭・地域の教育力を高め、「生きる力」と「生涯学び続ける人」の育成をめざし、守口の教育を推進します

## 学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育

市の教育理念を効果的に実現させるため、小中一貫教育及び学校運営協議会制度を導入しています。本市のめざす小中一貫教育は、学校・家庭・地域が、義務教育9年間を見通した「めざす子ども像」を掲げ、共に手を携えながら中学校区が一体となってすすめていく教育活動です。すべての中学校区及び義務教育学校※4に設置している学校運営協議会で、学校・家庭・地域が、9年間の学びと育ちのつながりを意識し、子どもの視点に立って、学校運営やその運営に必要な支援について話し合いながら、教育活動の質の向上に取り組みます。

学校では、就学前から義務教育修了までの教育を円滑に接続し、学ぶ意欲や学力の向上、たくましく生きるための健康や体力の向上、いじめを許さないなど豊かな心の教育の充実に取り組みます。あらゆる教科等の学習において体験活動を大切にしつつ、ICTを効果的に活用し、子ども達が未来社会を切り拓くための資質・能力を育成します。

家庭・地域では、学校とスクラムを組んで、子どもの成長に関わり、健やかな学びと育ちを支える教育コミュニティづくりをすすめます。さまざまな人が共に子どもの教育のために力を出し合い、継続して子どもに関わる組織づくりや活動のネットワーク化により、人と人、人と社会をつなぐ地域社会づくりをすすめます。

子ども達一人ひとりが、自分の良さや可能性を信じ、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、コミュニティ・スクールを基盤として、「学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育」と「育ちを支える教育コミュニティづくり」の関連を図りながら、学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育を推進します。

なお、5つの基本方針をもとに、11の重点項目を中・短期的課題ととらえ、さらに今年度具体的に取り組む内容を、重点項目ごとにわかりやすく簡潔に示しました。

- ※1【郷土を誇りに思い】：自然や歴史、伝統、文化など郷土のよさに触れることで地域の魅力を見つめ直し、地域の一員であることの自覚を深め、地域においてさまざまな活躍ができること。
- ※2【夢と志をもって】：自分のやりたいことを見つけ、夢や志をもって、自らの人生を切り拓いていくために、目標をもち、その実現に向かってやり抜こうとする意志や、よりよい社会を作ろうとする意欲をもつこと。
- ※3【国際社会で主体的に行動する】：グローバル化が急速に進展する社会の中で、異なる文化を理解するとともに、伝統文化など日本のよさや自分の考えを伝えるコミュニケーション能力を発揮し、人とつながり協力して、未知の状況に対して主体的に行動できること。
- ※4【義務教育学校】：学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成28年4月1日施行）」により規定された新たな学校の種類であり、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う。本市ではさつき学園が当たる。
- ※5【学校運営協議会】：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の第1項で規定される学校の運営に関して協議する機関。主な役割として学校運営の基本方針の承認や学校運営について意見を述べる等が法律で定められている。
- ※6【コミュニティ・スクール】：学校運営協議会を設置した学校のことで、本市では中学校区に1つの協議会を設置することとしている。PTAや地域団体の代表等が委員となり、学校運営や学校支援活動について話し合う。

## 2. 令和4年度 教育委員会の主要施策

以下の3つの視点を持ち、「第2次教育大綱」（令和3～7年度）に基づき、主要施策をもとに社会教育関係部局との連携を図りながら、学校教育と社会教育が一体となり、学校力を高め、学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育を展開し、地域に根ざした学校づくりをすすめます。また、学校を支える教育コミュニティづくりのため、学びときずなを深め、地域力が育つまちをめざし、市民の多様な学習活動への支援を図り、生涯学ぶことのできる地域社会づくりをすすめます。特に、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染症拡大の防止、学びの保障、心のケア、差別・偏見・いじめの防止などについて、各施策を横断して取り組みます。

### 連携・協働・信頼

#### 【連携の視点】

- ◎市長部局との連携を密にし、教育行政を展開します。
- ◎教育に関する包括的な協定を結んだ大学並びに地元企業等と連携し、国際化・情報化など、社会の進展に対応した教育をすすめます。

#### 【協働の視点】

- ◎学校訪問などを通して、教育課題を把握し教育行政に反映します。
- ◎子どもを核とし、学校・家庭・地域が協働して「地域とともにある学校づくり」をめざします。

#### 【信頼の視点】

- ◎教育委員会活動の点検・評価を行い、結果を公表するとともに次年度以降の教育行政に反映します。
- ◎教育委員会の取り組みをはじめ、学校の情報等を幅広く広報もりぐちやホームページ並びにリーフレット等で発信します。

### 主要施策

#### □ 学力向上の取り組みの推進

誰一人取り残さず、すべての児童生徒の確かな学びを保障するため、「学力向上プラン」に基づき、学力向上推進教員を中心とした組織的な取り組みにより「授業改善の推進」と「自学自習力の育成」を図るとともに、指定校における授業研究の公開や民間活力を活用した土曜日学習会・放課後学習会の実施等、学力向上にかかる取り組みを推進します。その際、「学習につまずきのある子ども」や「非認知能力が低い子ども」等の把握・分析を基に各学校が設定した目標値を達成するため、校長ヒアリング等を通じた「学力向上推進プラン」への指導助言を行い、各校の課題解決に向けた取り組みが効果的にすすめられるよう支援します。

※【非認知能力】：テスト等の数値だけで測ることができない力のこと。粘り強く課題に挑戦する力、気持ちをコントロールする力、人と協調して取り組む力などがある。

#### □ ICTを活用した教育の質的向上

Society5.0時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育成するために、学習用タブレット端末を活用し、遠隔・オンライン教育や、デジタル教科書・教材活用の推進、学習履歴（スタディ・ログ）等の教育データの蓄積・分析・利活用等に加え、ICTを活用した校務のさらなる効率化や、保護者・地域とのコミュニケーションの促進を図る等、教育のデジタルトランスフォーメーションの推進に取り組み、教育の質を向上させ、誰一人取り残すことのない学びを実現します。

※【教育のデジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation：DX）】：子どもの力を最大限引き出すために、デジタル技術をデフォルト（通常）として活用し、より効果的な教育を実現すること。

#### □ 地域の課題解決力の育成

守口市の自然、歴史、文化、経済、暮らしなどを学ぶことができるデジタル教材を作成し、様々な教科学習等で活用することで自分の住む地域に関心を持ち、地域が抱える課題を解決しようとする意欲や態度など児童生徒の地域課題解決力を育てていきます。

## □コミュニティ・スクール※6を基盤とした小中一貫教育の推進

学校・家庭・地域の協働体制を構築させつつ、地域住民等の意見を学校運営に反映させるため、すべての中学校区及び義務教育学校に設置した学校運営協議会を活用し、義務教育9年間を見通した「めざす子ども像」の実現に向け、教育課程の改善や学校支援活動の活性化に取り組みます。

## □安全・安心な教育環境整備の推進

平成24年3月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針」に基づく統合は一定完了したことから、新たな教育に対応した教育環境整備を進めるため、市立小・中学校等のあり方について、令和3年7月に「守口市新しい学校・園づくり審議会」へ諮問を行い、令和4年3月に、子どもたちが主役の魅力ある学校づくりを柱とする答申を受けました。

答申内容を踏まえ、「守口市学校規模等適正化基本方針」の改訂に取り組み、令和3年3月策定の老朽化対策を主眼とした「守口市立学校施設整備計画」との整合性も図りながら、教育環境向上を目指し、安全・安心な教育環境整備に取り組んでいきます。

令和4年度においては、熱中症対策として屋内運動場の空調設置に向けた取り組みを進めるほか、児童数の増加により将来的な教室数不足が予測される守口小学校の施設整備について着手してまいります。

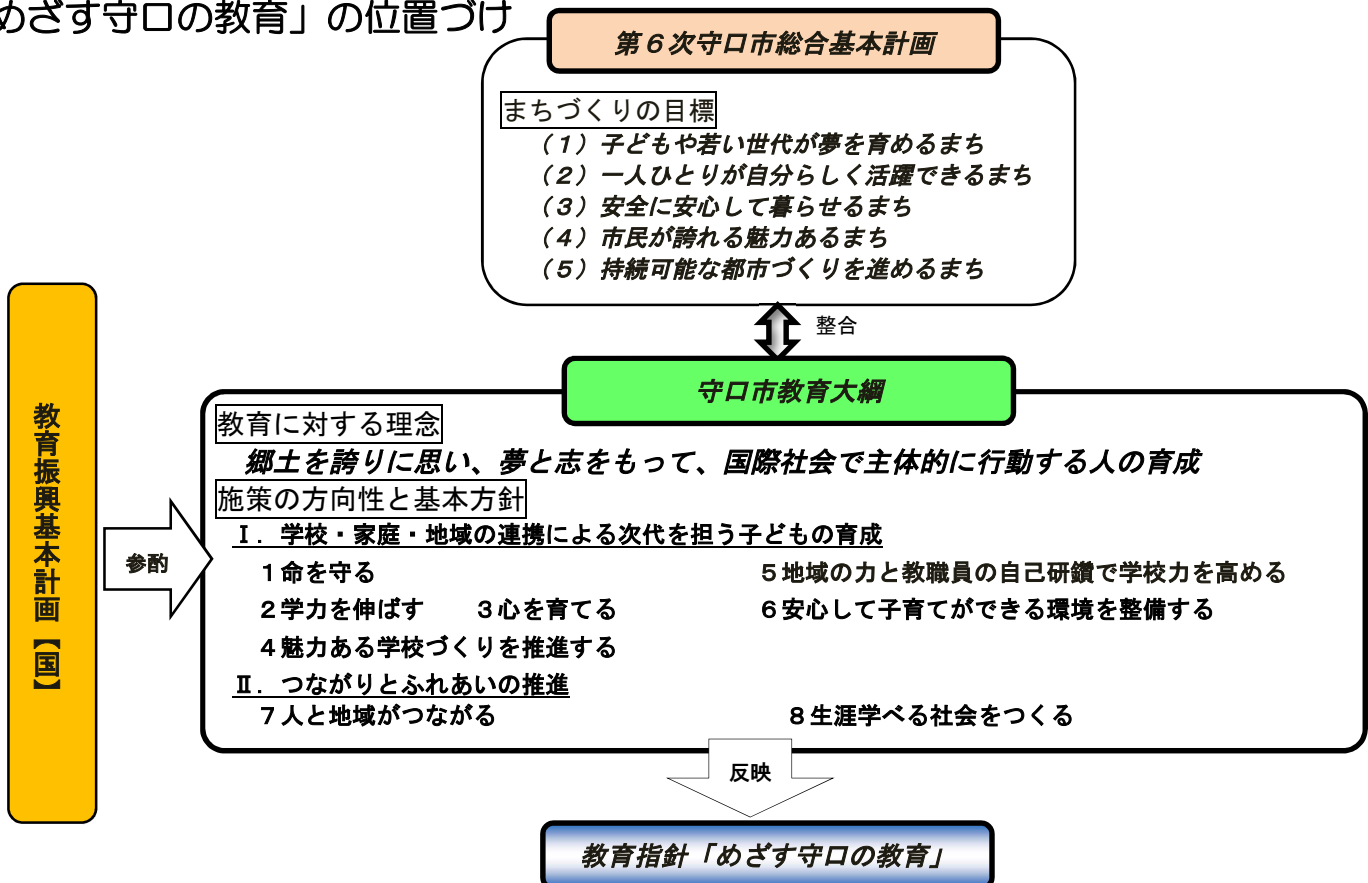
## □「学校における働き方改革」の推進

新学習指導要領を確実に実施し、学校教育の改善・充実に努めていくため、「第2期学校における働き方改革（全体計画）」に基づき、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務できるよう、学校・家庭間デジタル連絡ツールによる欠席連絡等や民間活力を活用した勤務時間外の電話対応等により、「勤務時間」を意識した働き方をすすめます。また、教職員の業務改善を図るためスクール・サポート・スタッフの配置や指導用端末等のICTを活用した授業準備等、「学校における働き方改革」をすすめます。

## □社会教育の振興

守口市立図書館を核とし、市民への図書サービスをより一層充実させるとともに、守口市立学校図書館との連携を進めることで、児童生徒の図書を活用した学習機会の増加や学習課題の解決に向けた支援に取り組みます。また、市民が「集い・学び・交流する」社会教育の振興拠点としての充実を図るとともに、市文化財の展示や啓発を行います。

## 「めざす守口の教育」の位置づけ



### 3. 基本方針・重点項目

#### 【基本方針1】命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～

児童生徒の命を守る取組みは、何よりも大切なことであり、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた対策をはじめ、学校の内外における事故や事件、災害や不審者等から児童生徒の安全を確保することが重要な課題となっています。同時に、児童生徒が自らをかけたがえのない個として大切に、安定した心身で生活する力、強い不安やストレスにも対処できる力を、教育活動全体を通して培っていくことが求められます。

その土台となる心と体をつくるため、安全安心な環境整備等、児童生徒の生活環境の変化にともなう運動習慣・運動時間の減少、食の問題への取組みの充実を図ります。関係諸機関との連携を図りつつ、中学校区での連携を強化し、指導方法等の研究・実践の取組みを進め、すべての児童生徒の健康・体力づくりと安全安心な教育活動の充実を図ります。

#### 【重点項目1】健康・体力づくりの充実

児童生徒の健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を図るために、「体力向上アクションプラン」に基づいたR-PDCA※<sub>1</sub>サイクルにより、体育科授業における系統的な指導とともに、外遊びの充実など運動の機会を増やし学校の教育活動全体を通して、健康の保持・増進及び体力の向上に努めます。また、運動部活動における生徒の心身のバランスのとれた発達を促す重要性を踏まえ、「守口市立中学校に係る部活動の方針」（令和元年5月策定）※<sub>2</sub>に則り、策定した「学校の部活動に係る活動方針」に基づき、運動部活動を適切かつ円滑に実施します。あわせて食習慣・運動習慣など生活習慣の改善については、家庭・地域と連携し、日常における実践を通して、児童生徒が生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培います。

（具体的な取組み）

- ① 自己点検カード等を活用し、児童生徒が調和のとれた生活習慣を工夫改善する取組み
- ② 児童生徒が食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する全体計画等に基づいた食に関する指導
- ③ 授業や外遊び等を通じて運動の楽しさや大切さを感じ、児童生徒が適切な運動機会を確保する取組み
- ④ 適切な活動時間や休養日の設定など、守口市立中学校に係る部活動の方針に則った部活動指導

#### 【重点項目2】安全・安心な環境づくりの推進

災害及び万が一の事件、食物アレルギー等の事故、また、感染症に対応できるよう、学校の危機管理体制を充実します。学校の内外を問わず児童生徒の安全を確保するため、危機管理対応マニュアル※<sub>3</sub>等を不断に見直しつつ、不審者対応や救急救命法等の校内研修の実施等、学校の安全管理体制を確立するとともに、保護者や地域、関係諸団体の協力を得て、地域と一体となった取組みを行います。

（具体的な取組み）

- ① 児童生徒が自ら、手洗い、正しいマスクの着用、距離の確保等の感染症対策を行うための継続的な指導
- ② 避難訓練や「子ども安心・安全マップ」の活用等を通じて、児童生徒が適切な避難行動をとる取組み
- ③ 児童生徒が発達段階に応じて、AED※<sub>4</sub>を含めた心肺蘇生法等の応急処置を適切に実践する取組み
- ④ 体育科授業や交通安全教室等を通じて、児童生徒が日常生活において安全を意識した行動をとる取組み
- ⑤ 学校施設・設備の定期的な安全点検の実施

- ⑥ 家庭・地域と連携した登下校の見守りと通学路の安全点検の実施
- ⑦ 「食物アレルギー疾患対応マニュアル<sup>※5</sup>」を活用したアレルギー対応の徹底
- ⑧ 食品衛生管理を徹底した給食の提供及び調理実習等の実施

- 
- ※1 【R-PDCAサイクル】: Plan(計画)、Do(実施・実行)、Check(点検・評価)、Act(処置・改善)のサイクルで、業務改善を行うシステムに、Research(調査・研究)を加えたもの。
  - ※2 【守口市立中学校に係る部活動の方針】: スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月)」及び文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年12月)」、大阪府教育委員会が運動部と文化部を併せた「大阪府部活動の在り方に関する方針(平成31年2月)」を参考に策定した、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組みに係る本市の方針。
  - ※3 【危機管理対応マニュアル】: 地域や学校の実情を踏まえ学校で危機管理を具体的に実行するために必要な事項や手順等を示すもの。
  - ※4 【AED】: 自動体外式除細動器。平成19年度に、市立全幼稚園、小・中学校に設置。
  - ※5 【食物アレルギー疾患対応マニュアル】: 平成27年1月、市教育委員会が策定。アレルギーに関する基礎知識、学校給食での食物アレルギー対応、緊急時の対応についてまとめたもの。平成30年4月に改訂版を発行。

## 【基本方針2】学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～

小・中・義務教育学校においては、すべての児童生徒に社会の一員として必要とされる資質・能力<sup>※1</sup>を養うため「確かな学力」の定着をめざします。そのため、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の育成をすすめます。

誰一人取り残さず、すべての児童生徒が学習習慣を身につけ学力を伸ばしていけるよう、各学校の実情に応じた明確な目標値を掲げ、R-PDCAサイクルによる「学力向上推進プラン」に基づく授業改善及び自学自習力の育成に向けた取組みを組織的な研究体制のもとすすめます。その際、全国学力・学習状況調査や定期的な学習状況調査等の結果から児童生徒個別の状況把握・分析を行い取組みの改善につなげ、目標達成に向けた取組みを着実にすすめます。また、ビデオ会議システムを活用したオンライン授業についても、日々の授業と連続するものにとらえ、デジタル教材や協働学習に適した機能・ソフトを効果的に活用するなどオンラインの特性を活かし、豊かな学びを実現します。

### 〔重点項目3〕授業改善の推進

「主体的・対話的で深い学び」<sup>※2</sup>を通して、学校教育における質の高い学びを実現し、児童生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けられるよう授業改善に努めます。また、学習規律の確立・育成<sup>※3</sup>と関連させながら、校内の言語環境を整え、すべての教育活動において、思考力・判断力・表現力を育む観点から、「伝え合う力」「書く力」「読む力」等の言語活動の充実と言語能力の育成を図ります。

その際、学習用タブレット端末等のICT機器<sup>※4</sup>を効果的に活用し、これまでの教育実践とのベストミックスを図りつつ、言語能力、情報活用能力、問題解決能力の育成に向け、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実した学習を展開していきます。

これらの取組みを学力向上推進教員を中心とした組織的な研究体制で進め、学年や教科等が変わっても児童生徒が安心して学べるようにします。

(具体的な取組み)

- ① 「授業のユニバーサルデザイン<sup>※5</sup>」の3つの視点「焦点化」「共有化」「視覚化」を取り入れ、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくりを組織的に進めるための研究体制の工夫



- ② 義務教育9年間の発達や学びを見通した指導を行うための中学校区ルール※6の活用・改善や「中学校区合同研究会」の実施
- ③ お互いを認め合う活動等を通じて、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を高め合える学習集団づくり
- ④ すべての教科等において、協働学習支援ツール等を活用して、児童生徒が「伝え合う」「書く」「読む」力を高める活動の設定
- ⑤ 児童生徒が、発達段階に応じて、情報や情報手段を自ら選択し、活用する活動の設定
- ⑥ 学習意欲や学習効果を高めるオンライン授業※7の改善に向けた研究
- ⑦ 児童生徒が自ら最適な機能を使い主体的に学ぼうとする態度の育成をめざした、学習者用デジタル教科書等の効果的な活用の研究
- ⑧ 少人数・習熟度別指導などの授業形態の工夫によるきめ細かな指導の充実
- ⑨ 学校司書等との協働・連携による各教科等における学校図書館※8の計画的な利活用
- ⑩ 夜間学級※9における生徒の実態や習熟の程度に応じた指導

- 
- ※1【資質・能力】：平成28年12月の中教審答申では、育成を目指す資質・能力の3つの柱として、「何を理解しているか、何ができるか」（知識・技能）「理解していること・できることをどう使うか」（思考力・判断力・表現力等）「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」（学びに向かう力・人間性等）が示され、新学習指導要領の基本的な考え方として整理された。
- ※2【主体的・対話的で深い学び】：学ぶ意味と自分の人生や社会の在り方を主体的に結びつけていく主体的な学び。多様な人との対話や先人の考え方（書物等）で考えを広げる対話的な学び。教科等の特質に応じた見方や考え方を働かせて思考・判断・表現し、学習内容の深い理解につなげる深い学び。
- ※3【学習規律の確立・育成】：「授業前に学習用具の準備を机の上に」など、きまりを守るだけでなく、「話し方」「聞き方」など、意欲をもって授業に参加する学習態度を児童生徒の内面に育むこと。
- ※4【ICT機器】：電子黒板やパソコン等の情報通信機器のこと（ICTは、Information and Communication Technologyの略）。
- ※5【授業のユニバーサルデザイン】：授業に特別支援教育の視点を取り入れることによって、すべての児童生徒が、楽しく「分かる・できる」授業づくり。
- ※6【中学校区ルール】：9年間の系統的な学習規律や家庭学習の時間のめやす等を中学校区で統一し作成したスタンダードプラン等
- ※7【オンライン授業】インターネットを利用した、授業の配信。また【オンライン学習】はインターネット接続を前提とした、学習用タブレット端末等を利用して行う学習。
- ※8【学校図書館】：学校図書館法（昭和28年法律第185号）の第2条において定義。学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備
- ※9【夜間学級】：平成29年3月の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」等の公布・施行により、個々の生徒のニーズを踏まえ、小学校段階の内容を含め生徒の年齢・経験等の実情に応じた教育課程の編成ができることが明確化された。

## 〔重点項目4〕 自学自習力の育成

すべての教科等において、授業のふり返りや次時で取り扱う内容を宿題に設定するなど授業との連続性を意識し、家庭学習の充実や読書習慣の定着に向けて工夫します。日々の授業等では、児童生徒の家庭学習の成果を認める場や紹介する場を通じて、考えを深めたり広げたりすることで非認知能力を育成します。

その際、学習用タブレット端末等のICT機器やデジタル教材を効果的に活用しつつ、身につけた知識・技能を生かし探究的・発展的な学びへとつながる学習を展開させます。これらの取組みを学校全体で組織的に進め、学年や教科等が変わっても児童生徒が家庭学習習慣を確立できるようにします。

加えて、民間活力を活用した土曜日学習会に参加している児童生徒の学習状況等の情報共有により、自学自習力の育成や学習のつまずきの解消を図ります。

（具体的な取組み）

- ① 児童生徒の自主的・自発的な家庭学習習慣の確立に向けた、定期的な会議や家庭・地域と協働した取組みの実施
- ② 児童生徒が、授業との連続性を意識し、教員や保護者等の関わりによって、達成感や自己有用感を味わいながら取り組むことができる家庭学習の推進
- ③ 学習用タブレット端末を活用した家庭でのオンライン学習の推進

- ④ 放課後学習会に参加し、市費教員※<sub>1</sub>や地域ボランティアのサポートを受けながら、児童生徒が自分に合った学習に取り組む環境づくり
- ⑤ 学校図書館の毎日開放の実施、読書通帳※<sub>2</sub>の活用、家読（うちどく）※<sub>3</sub>の推奨等、児童生徒が読書機会を確保するための取組み

※<sub>1</sub>【市費教員】：市費により各中学校及び義務教育学校に1名配置し、国語・数学を中心としてきめ細やかな少人数指導の実施と家庭学習の定着に向けた支援を行う人材。

※<sub>2</sub>【読書通帳】：市立図書館において読書の記録をする通帳。

※<sub>3</sub>【家読（うちどく）】：「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、「家族みんなで読書をすることで、家族のコミュニケーションを図る」ことを目的にした取組み。決まったルールやスタイルはなく、各家庭に合ったスタイルをつくる。例えば、家族や身近な人と同じ本を読む、読んだ本の感想をみんなで話し合う、自分のおすすめの本を教え合う、家族や身近な人に本を読んであげる、など。

## 〔重点項目5〕 支援教育の充実

「障害者の権利に関する条約※<sub>1</sub>」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)※<sub>2</sub>」を踏まえ、合理的配慮を行うなど、発達障がい※<sub>3</sub>を含めた障がいのある児童生徒が、その可能性を最大限に伸ばし、将来自らの選択により積極的に社会参加ができるように、きめ細かな教育を推進します。その際、中学校区での連携強化、障がいのある児童生徒たちの様々な課題に対応できるよう教職員の資質向上を図ります。また、支援を要する児童生徒への効果的な指導をすすめるために、ケース会議等の指導体制を確立し、指導内容・方法については共通理解のもと、「ともに学び、ともに育つ」という視点に立ち、全教職員が一体となって支援教育をすすめます。

(具体的な取組み)

- ① 支援教育コーディネーター※<sub>4</sub>を中心とした校内体制の確立
- ② 児童生徒が自らの障がいにおける困難を主体的に改善・克服するための「個別の教育支援計画※<sub>5</sub>」及び「個別の指導計画※<sub>6</sub>」に基づく、個に応じた自立活動※<sub>7</sub>や教科指導の実施
- ③ デジタル教材等を活用した通常の学級の各教科等の授業におけるきめ細かな配慮の実施
- ④ 医療的ケアが必要な児童生徒・保護者が安心して学校生活を送るための学校看護師の活用
- ⑤ 配慮を要する児童生徒や単独で行動することが困難な児童生徒が授業への参加と円滑な学校生活を送るための特別支援教育支援員及びスクールヘルパーの活用
- ⑥ 客観的かつ専門的な視点による手立ての充実に向けた、リーディングスタッフ※<sub>8</sub>等による訪問相談※<sub>9</sub>の計画的な活用
- ⑦ 「気づきが支援のスタート※<sub>10</sub>」等を活用した校内研修の計画的な実施
- ⑧ 交流及び共同学習等を通じた障がい者理解教育の推進
- ⑨ 「接続期カリキュラム」等を踏まえた学校と認定こども園等との連携推進と発達の継続性を考慮した教育環境や指導方法の工夫
- ⑩ 学校施設のバリアフリー化の推進

※<sub>1</sub>【障害者の権利に関する条約】：あらゆる障害者の尊厳と権利と保障する条約として、2008年に国連総会で採択、日本においては2014年に発効。教育関係では「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度の確保」などを規定。

※<sub>2</sub>【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律】：平成28年4月1日施行。学校を含む行政機関では、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止、障がい者に対する合理的配慮を行う義務が定められている。

※<sub>3</sub>【発達障がい】：自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、学習障がい(LD)等の総称。発達障がいは、人によって、症状の表れ方が異なり、気づかれにくく、その原因を個人の性格やしつけの問題と誤解されることがあるが、円滑な対人関係をもつことや、周囲の状況を察知することが苦手だったり、読みや書きなど特定の課題だけが苦手だったりする特性がある。

※<sub>4</sub>【支援教育コーディネーター】：校内委員会を運営し、保護者との相談や学校外の関係諸機関や専門家等との連携・調整等を行う教員。

※<sub>5</sub>【個別の教育支援計画】：長期的な観点から、計画的、組織的な支援を行っていくために、本人や保護者の希望も踏まえ、学校、家庭、医療や福祉等の関係機関が、情報を共有し、支援の目標や内容を明確にするもの。

- ※6【個別の指導計画】：各教科や自立活動の指導において、一人一人の児童生徒の障がいの状態等に応じた、具体的な指導内容や指導方法を工夫した計画。
- ※7【自立活動】：障がいのある児童生徒が自立をめざし、障がいにおける困難を主体的に改善・克服するために行う、心身の調和的発達の基盤を培う活動。児童生徒一人一人の障がいの種類や程度等に応じて、具体的な指導内容等を決定。
- ※8【リーディングスタッフ】：研修会の講師を務めるなど、市内において市の中核となって指導的な役割を果たす教員。
- ※9【訪問相談】：指導主事やリーディングスタッフ、大学教授等により、障がいのある幼児・児童生徒の指導方法について、各学校を訪問して、管理職や担任または保護者に助言を行う。
- ※10【気づきが支援のスタート】：平成21年3月に市教委が中心となり作成した支援教育冊子。支援を要する児童生徒が安心してできる環境づくりと声かけの工夫や連携の方法等を掲載。

## 【基本方針3】心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～

すべての大人や子どもが、自他ともに生命と人権を尊重し思いやりの心や社会の一員としての自覚と社会性を身につけ、社会に貢献しようとする精神と態度を育むことが求められます。この実現のため、人権尊重の教育及び道徳教育を充実し、社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会をもちます。自己肯定感や自己抑制力など児童生徒の豊かな人間性と社会性を育むため、中学校区での連携を一層強化し、指導方法などの研究・実践の取組みをすすめます。

### 〔重点項目6〕人権教育の充実

児童生徒たちが望ましい人間関係を築いて充実した生活が送れるよう、ありのままの自分を肯定的に認めること、自分らしさが好きになること、身近な人間関係の中で自分を価値ある存在と考えること、他の人を信頼することなどを培うため、「仲間づくり」や「学級集団づくり」等の取組みを充実させます。また、一人ひとりが互いに尊重し豊かな社会生活を送るため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）※1」「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）※2」を踏まえ、あらゆる偏見や差別をなくすよう、すべての教科・領域等を含めた日々の教育活動の中で、一人ひとりの児童生徒を大切に、学校の教育活動全体を通して、人権意識の醸成と人権教育の充実を図ります。

（具体的な取組み）

- ① 児童生徒一人ひとりが、自己的人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識、意欲、態度を身につける、指導計画等に基づいた、さまざまな人権教育※3に関する指導
- ② 学校全体の人権感覚を高めるための校内研修の実施と日々の教育活動全体における指導方法の工夫
- ③ 外国人児童生徒が、母国の伝統文化に根ざした自己の確立と自己実現を支援するための取組み
- ④ 日本語指導を必要とする児童生徒が、学校生活や社会生活へ適応できる、特別の教育課程の編成、通訳やICTの活用による支援
- ⑤ 児童生徒が相談しやすい「相談窓口」の設置と周知方法の工夫
- ⑥ 児童生徒の安全を最優先とした虐待通告※4と関係機関との連携強化



- ※1【本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律】：平成28年6月3日施行。本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とするものです。
- ※2【部落差別の解消の推進に関する法律】：平成28年12月16日施行。部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。また、解消のための施策として、国及び地方公共団体は、相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定しています。
- ※3【さまざまな人権教育】：「人権教育の指導方法等のあり方について[第三次とりまとめ]」に示されている女性、児童生徒、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、加えて日本人拉致問題、LGBTQ等の個別的な人権課題を視点においた人権教育。
- ※4【虐待通告】：平成16年10月、「児童虐待の防止等に関する法律」（ここでいう児童とは、18歳未満をさす）の改正により、児童虐待に関する通告の義務が拡大され、学校は虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、確証がなくても通告の義務がある（第6条）。

## 〔重点項目7〕 道徳教育の充実

豊かな人間性を育むために、社会生活のルールはもとより正義感・倫理観、自らを律し人を思いやる心、郷土や国を愛し誇りに感じる心等を身につける取組みをすすめます。また、夢や理想の実現に向かって生きる力、志をもって自立していく力の育成を図ります。特に「特別の教科 道徳※1」では、「考え、議論する道徳」の実現に向け、指導と評価を一体化させた授業改善と教育活動全体を通しての道徳教育の推進に努めます。加えて、自然体験・ボランティア活動等の社会体験や郷土の文化伝統に親しむ活動を充実します。

（具体的な取組み）

- ① 道徳教育推進教師※2を中心とした全体計画・年間指導計画に基づく取組みの推進
- ② 「道徳の教科書」・副教材・体験的な活動等を効果的に組み合わせた指導方法の研究
- ③ 指導方法の改善に生かすとともに児童生徒の成長につながる道徳科の評価
- ④ 「道徳科」の授業公開や地域人材の活用による家庭・地域との連携促進
- ⑤ 「わたしたちの守口※3」「中学歴史資料集～郷土・守口の歴史～」等を活用した各教科等での我が国や郷土の伝統・文化に関する教育の充実

※1 【特別の教科 道徳】：学習指導要領の一部改正により「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」（道徳科）として位置づけられることとなった。小学校は平成30年度、中学校は平成31年度より全面实施となっている。

※2 【道徳教育推進教師】：道徳教育の推進を主に担当する教師として平成21年度より置く。小中学校において、道徳教育の指導計画の作成など、学校の中心となって道徳教育を推進、充実する教員。

※3 【わたしたちの守口】：小学校等3・4年生の社会科等の学習において活用する副読本と白地図。

## 〔重点項目8〕 生徒指導、キャリア教育の充実

すべての児童生徒が、自分のやりたいことを見つけ、大きな夢やあこがれを抱き、志をもって主体的に自らの人生を切り拓いていくことができるよう、発達段階に応じて必要な力や意欲を養うキャリア教育※1等の取組みを系統的にすすめます。

その際、すべての児童生徒が自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送るよう、日頃より児童生徒理解に努めつつ、意識調査を活用した自己肯定感・自己有用感を高める生徒指導の充実に取組みます。

また、いじめ・不登校※2をはじめとする生徒指導上の様々な課題解決のため、生徒指導主事等を中心とした校内体制を有効に機能させ、市・学校いじめ防止基本方針※3等に基づく取組みをすすめます。その際、中学校区内での連携強化、スクールソーシャルワーカー※4・スクールカウンセラー※5や外部機関の効果的かつ組織的な活用を行い、総合的に課題をとらえ、未然防止と早期対応に取り組む生徒指導・支援体制を充実します。

（具体的な取組み）

- ① キャリア・パスポート※6を活用し、児童生徒が振り返りや自己評価を通じて、自己の将来等に関して主体的に考える取組み
- ② 児童会・生徒会等の自治的活動の推進と中学校区における児童会・生徒会の協働した取組み
- ③ 地域や大学、就学前施設等との協働による交流活動や体験活動の実施及び中学校等の職業体験の複数日実施、地元企業等の出前授業の活用
- ④ 生徒指導上の諸課題に対し、「専門職の役割及び活用に関するガイドライン」に基づくスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用の徹底
- ⑤ 児童生徒がいじめ防止の意義を理解し、適切な判断・行動ができる力を育む集団づくりや個別指導

- ⑥ 不登校児童生徒の社会的自立に向けた、スクールカウンセラーや学生フレンド、教育専門相談員等の活用及びフリースクール等の民間教育施設等との連携
- ⑦ 暴力行為等に対する小学校・義務教育学校前期課程からの毅然とした指導の徹底
- ⑧ 関係諸機関と連携した非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催
- ⑨ 「いじめホットライン（市教育センター）」等の相談窓口の周知
- ⑩ SNS等によるトラブル防止に向けた専門家等や「SNSノートおおさか」等を活用した情報モラル教育の一層の推進
- ⑪ 学習用タブレット端末からのキーワード検索（自殺・家出等）へのフィルタリングによる見守り

- 
- ※1【キャリア教育】：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現させようとする教育。
  - ※2【不登校】：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること。
  - ※3【市・学校いじめ防止基本方針】：いじめ防止対策推進法を受け、市・学校が実情に応じ、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めたもの。
  - ※4【スクールソーシャルワーカー】：社会福祉に関して専門的な知識・経験を有し、社会福祉士の資格を有する者及びそれに準ずる者。不登校や課題を抱える児童生徒に関する状況把握をし、ケース会議等により見立てをもとに、学校・保護者・関係諸機関との円滑な連携のため調整・連絡を行う。
  - ※5【スクールカウンセラー】：全中学校区に1名配置され、児童生徒のケア、保護者等の悩みの相談や教職員が援助方法等の検討を行うにあたって、中心的な役割を果たす臨床心理士。
  - ※6【キャリア・パスポート】：児童生徒が、小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ的な教材
  - ※7【もりぐち携帯3か条】：平成21年1月、守口市教育委員会・守口市小中学校生活指導研究協議会・守口市PTA協議会・守口警察署により作成。「学校には持って行かない、行かさない」「家庭でルールを決めましょう」「フィルタリングを徹底しよう」の3か条が掲げられている。

#### 【基本方針4】 学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～

複雑化・多様化した教育課題を解決していくため、校長はリーダーシップを発揮し、学校の組織や業務の在り方などを見直すことで、教職員や各種支援員等が適切に役割を分担し、連携・協働しながら課題の解決にあたる体制の構築に努めます。また、学校運営協議会を通じて、学校・家庭・地域の協働体制を構築させ、教育課程の改善や学校支援活動の活性化を図ります。これらを通して、教職員が授業や担当分野の専門性を高める時間を確保しつつ、今日的課題に対応した教育の研究・実践をすすめていくことで、教職員の資質向上に努め、学校力を高めます。

加えて、センターサーバを活用し、誰もが日々の授業改善等に活かせるよう、優れた教材等を全教職員で共有する仕組みの充実を図ります。

#### 【重点項目9】 学校経営の改善

校長は「めざす守口の教育」に沿い、中学校区教育の視点をもって、教育目標や経営方針及び学力向上等の個別課題に対し実情を踏まえた目標設定を行い、明確なビジョンと具体的方策を「学校教育計画」に明記します。それらを、学校運営協議会やホームページ等を通じて家庭・地域と共有し、教育目標の達成に向け、「地域とともにある学校づくり」を展開していきます。また、成果と課題、課題解決の方策を明らかにし、R-P-D-C-Aサイクルにより学校経営の改善に取り組みます。

（具体的な取組み）

- ① 迅速・的確な対応ができる組織力の向上に向けた校長のリーダーシップの発揮
- ② 首席※1の活用や事務職員の校務運営への参画による学校運営体制の強化

- ③ 学校ホームページや学校・家庭間デジタル連絡ツールを活用した積極的な情報発信と各種申請書等のデジタル化
- ④ 社会の進展に対応した教育の推進に向けた、大学・企業・市民団体・NPO 等の多様な人材の活用
- ⑤ 学校運営協議会の活用による工夫ある教育課程の実施と学校支援活動の活性化
- ⑥ 学校運営協議会による学校関係者評価を踏まえた取組みの改善・充実

- 
- ※1【首席】：校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる職。小・中学校は平成19年度から配置。
  - ※2【守口市小中一貫教育推進のてびき】：平成24年4月に策定した「守口市における小中一貫教育の基本的な考え方」に基づき、各中学校区がそれぞれに特色ある小中一貫教育をすすめていくために活用できるよう作成した冊子。

## 〔重点項目10〕教職員の資質向上・研修の充実

今後の社会の変化に対応できるよう管理職と連携しながら組織的・継続的な研修を実施しつつ、「大阪府教員研修計画」※1「大阪府小・中学校事務職員研修計画」※2を踏まえ学び続ける教職員の育成を図ります。また、教育公務員としてふさわしい行動がとれるよう、綱紀の保持を徹底するとともに、不祥事防止に向けた取組みを継続的に実施し、教職員の資質の向上を図ります。

（具体的な取組み）

- ① 児童生徒の内面を理解し、個に応じた対応を心がける児童理解と人権感覚を高めるため、計画的な教職員研修の実施
- ② 授業力（ICT活用指導力を含む）の一層の向上のための課題に応じた校内研修の実施
- ③ 専門的な知識・経験を有した外部講師や指導教諭※3やオンライン等の活用による多様な研究・研修の推進
- ④ 自己点検と客観的評価による教職員の資質向上のための評価・育成システム※4の活用
- ⑤ 発達段階の継続性を考慮した指導方法の工夫のための学校と認定こども園等との合同研修会の開催
- ⑥ 「不祥事防止に向けたワークシート集」※5等を活用した、ハラスメント・体罰禁止や個人情報の保護の徹底等、法令の遵守の取組み
- ⑦ 指導が不適切な教職員等の把握及び適切な支援と指導



- 
- ※1【大阪府教員等研修計画】：教育公務員特例法（平成29年4月1日一部改正）により、大阪府教育庁と教員養成大学等で構成する大阪府教員育成協議会が策定した、養成・採用・研修を通じて、一体的に教員の資質・能力の向上に取り組むための指標（平成30年3月策定）とすべての教員の計画的な研修受講に向けた研修計画が掲載されたもの（平成31年3月改訂）
  - ※2【大阪府小・中学校事務職員研修計画】：大阪府教育センターが、小・中学校事務職員に必要な資質・能力を経験や職責に応じて整理した「OSAKA小・中学校事務職員スタンダード」とそれにもとづきキャリアステージに応じた必要な研修内容を体系化した「小・中学校事務職員研修の実施体系」が掲載されたもの（平成31年1月策定）
  - ※3【指導教諭】：学校に配置され、校長の命を受け、専門的な知識や経験を活用し、教員の育成、研究・研修支援、地域連携の職責を担う。小・中学校は平成19年度から配置。
  - ※4【評価・育成システム】：教職員が学校の目標を共有し、その達成にむけた個人目標を主体的に設定し、校長等の支援を得ながら目標の達成に取り組む、自己点検と校長等による評価、取組みの改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上、教育活動の充実及び学校の活性化に資することを目的として、すべての教職員を対象に平成16年度から実施。平成19年度から評価結果を給与に反映。
  - ※5【不祥事防止に向けたワークシート集】：令和2年2月に大阪府教育庁が不祥事防止に向けて作成した、過去の不祥事を類型化した事例集

市民の学びをひろめ、人と人の絆を深め、心豊かな生活を実現し、自立して生きる力を養い、助け合い、活力のある地域づくりを目指します。

### 〔重点項目11〕社会教育の振興

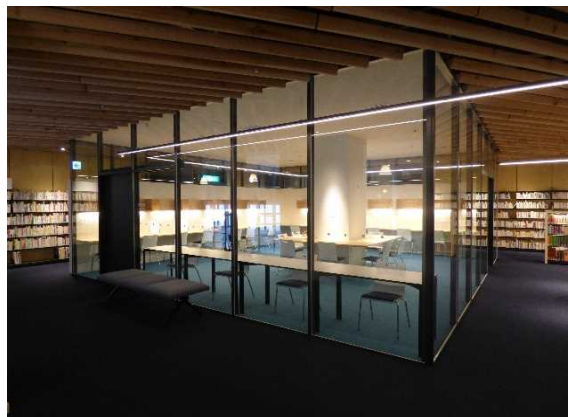
社会環境の変化に伴い、地域における人と人のつながりや連帯感、支え合いの意識が希薄化してきている中で、自らの課題を自らで解決できる自立した個人や、他者と協働しながら主体的に地域社会の課題解決を担うことができる地域住民の育成を支援します。加えて、各中学校区等に設置された「学校運営協議会」などが各地域のコミュニティと連携・協働し、地域のきずなづくりと地域の教育力の向上を図れるよう支援します。

また、守口市立図書館を核とした図書サービスの充実と市民の課題解決への支援を図るとともに、成人基礎学習及び青少年健全育成活動への支援をはじめ、心豊かで自立した社会教育の実現に寄与できることが期待されます。

さらに、市民の財産である文化財を次世代に継承していくための調査・研究を行い、心のよりどころとなるような文化資源として保存・活用する取り組みを進めます。

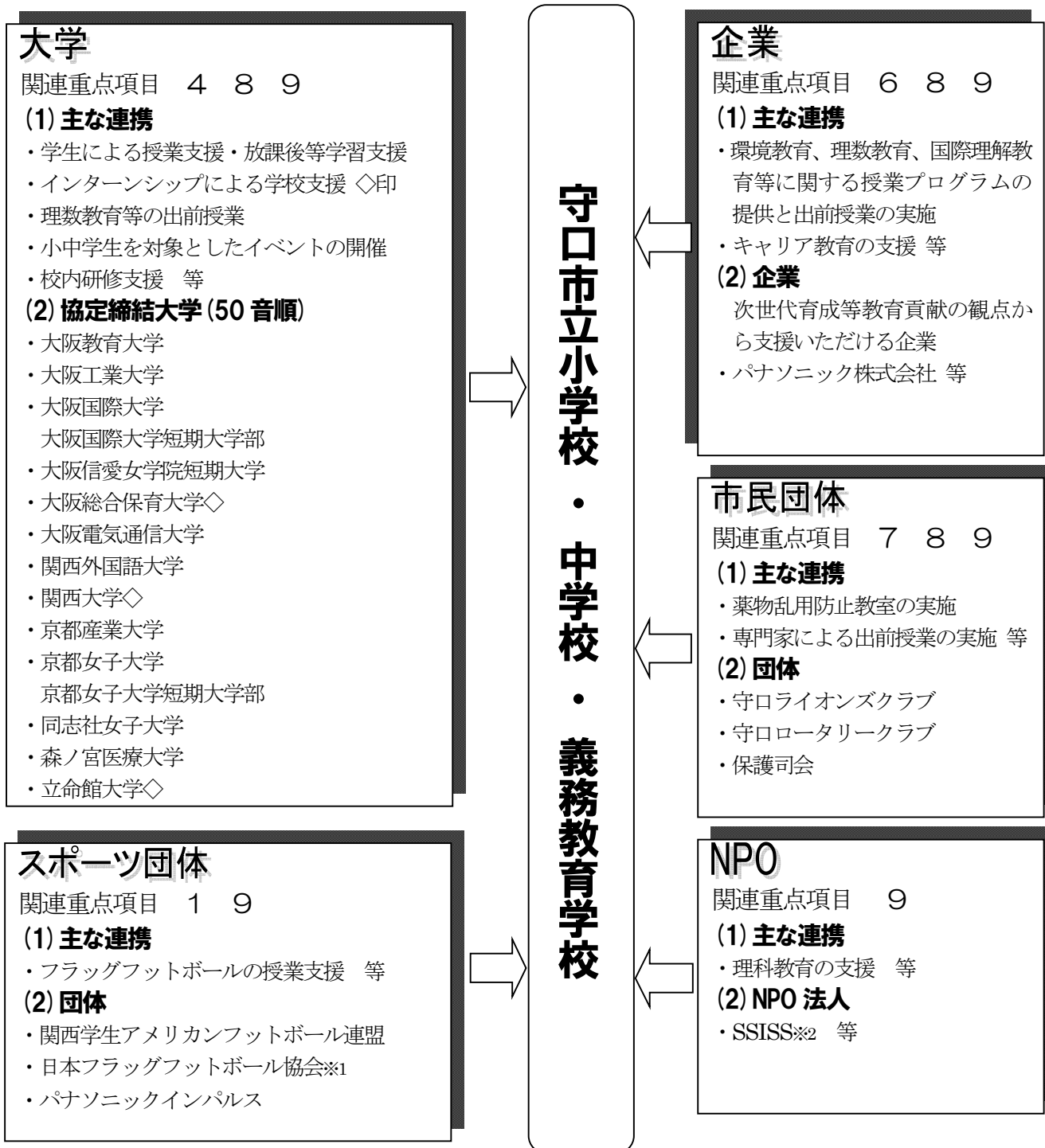
(具体的な取組み)

- ① 学習機会・情報の提供
- ② 教育コミュニティの形成・支援
- ③ 市立図書館の蔵書数の拡充とレファレンスサービスの充実
- ④ 学校図書館との連携強化及び児童生徒の学習の機会への支援
- ⑤ 子ども読書活動の推進
- ⑥ 青少年の健全育成を目的とする団体への支援
- ⑦ 市美術展覧会・日本南画院大作展の開催等文化・芸術活動の振興
- ⑧ もりぐち歴史館「旧中西家住宅」の活用・啓発及び市立図書館での文化財の展示



# 大学・スポーツ団体・企業・市民団体・NPOとの連携

守口市教育委員会では、包括協定を結ぶ大学・スポーツ団体・企業・市民団体・NPOと連携し、守口市で学ぶ子どもたちの学力向上を図るとともに、環境教育・キャリア教育等社会の進展に対応した教育を積極的に推進します。



※1【日本フラッグフットボール協会】：フラッグフットボールの普及・次世代の育成・フラッグフットボールによるコミュニティの創造と活性化を図り、社会の発展に寄与することを目的とした団体。

※2【SSISS】：学校での理科教育支援と市民・社会への科学技術の考え方と知識の普及を行うため大学等の研究者が中心となり設立されたNPO法人。



令和3年度～5年度

も

っとOしたい  
「学びに向かう力」

り

んきおうへんに対応  
「思考・判断・表現力」

ぐ

んぐん身につく  
「知識・技能」

ち

ーむでつくろう  
「組織的な研究体制」

# 守口市学力向上プラン

本市では、「確かな学力」※1とともに、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」が、「生きる力」であるとの理念のもと、知・徳・体のバランスのとれた人格の完成をめざし、教育をすすめています。

全国学力・学習状況調査、市アンケート調査等より見えてきたこと※2

## 学力向上に向けた守口の子どもの課題

- 課題Ⅰ 学ぶ意欲の向上
- 課題Ⅱ 言語能力の育成
- 課題Ⅲ 自学自習力の育成
- 課題Ⅳ 非認知能力※3の育成

## 達成目標 <何ができるようになるか>

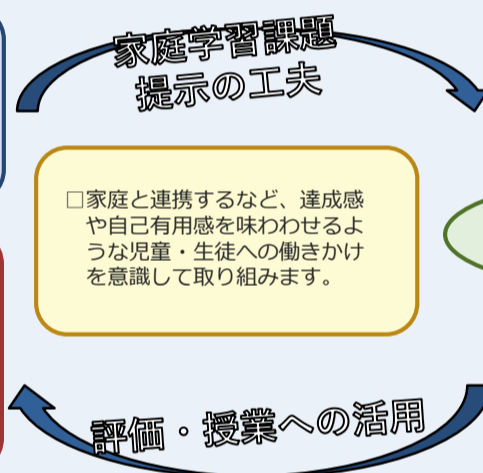
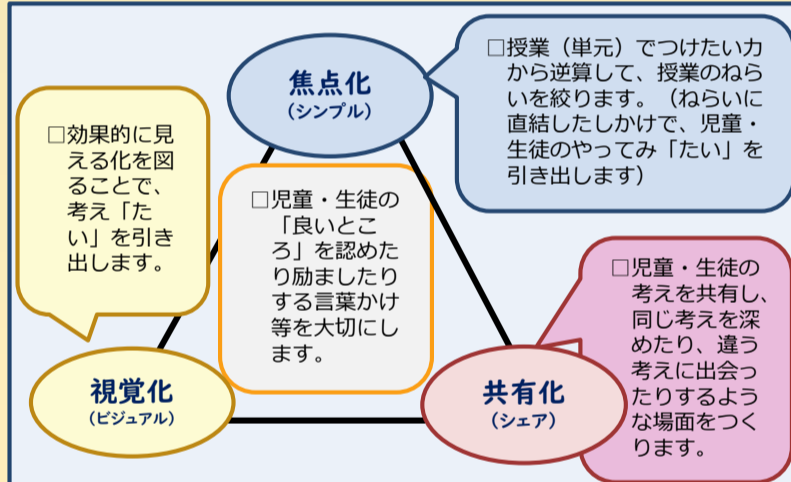
- ◆学習規律を身に付け主体的に学習する力を身に付ける。
- ◆課題に対して、意欲をもって取り組むことができる。
- ◆授業の中で思考し、他者とのつながりの中で、考えを深めることができる。
- ◆考えたこと・思ったことなどを、整理しながら読んだり、分かりやすく書いたり伝えたりすることができる。
- ◆家庭で自主的・計画的に学習する習慣を身に付ける。
- ◆読書に親しむ習慣を身に付ける。

## 学校の取組み

誰一人取り残さず、**すべての児童・生徒の確かな学びを保障**するために、**組織的な研究体制**のもと行う「**授業改善の推進**」・「**自学自習力の育成**」を2本柱として、**9年間を見通した取組みを推進**していきます！

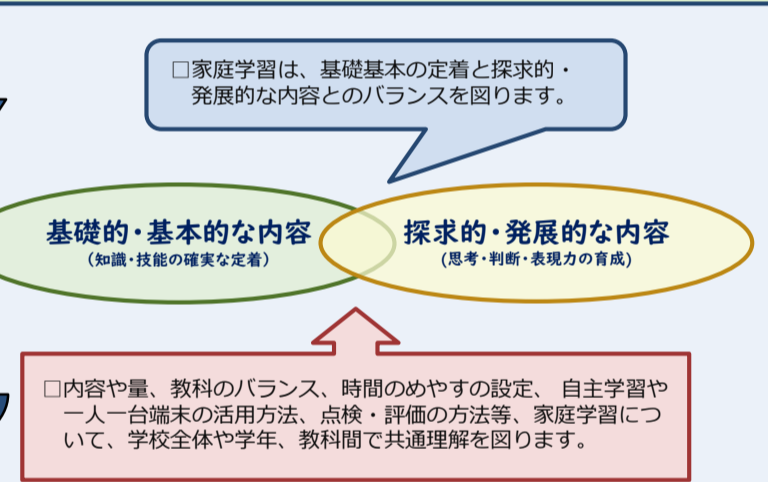
## 授業改善の推進

『主体的・対話的で深い学び』の実現  
～すべての児童・生徒にとって、「わかる」「できる」授業づくり～



## 自学自習力の育成

学びに向かう力の育成に向けた家庭学習の充実  
～知識・技能の定着、応用力・活用力の育成に向けた指導～



- ①すべての授業で「授業のユニバーサルデザイン」の3つの視点を取り入れます
- ②学校図書館の計画的な利活用をすすめます
- ③日々の授業の点検・改善機能を充実させます

- ①授業との連続性を意識した系統的な家庭学習課題を設定します
- ②読書習慣の定着を図ります
- ③日々の家庭学習の点検機能を確立します
- ④放課後等における学習会を開催します

## 2本柱を促進させるため ICT機器を効果的に活用します

### 1. 授業改善の推進

- 一人一台タブレット端末等のICT機器を効果的に活用した指導
- 学習履歴等を蓄積し分析を踏まえた、授業へのフィードバック
- 協働支援ツールを活用した、多様な考え方を生み出す課題解決学習の推進
- デジタル教科書等のデジタル教材の活用等

### 2. 自学自習力の育成

- AIDリルやオンライン授業等を活用した学習
- 読み上げ機能等のデジタル教材を活用した、個別最適化された主体的な学習

### 3. 調査

- 一人一台タブレット端末を活用した、アンケート等によるきめ細やかな状況把握等



## 2本柱を促進させるため 児童・生徒個別の状況を把握し、分析します

「学習につまずきのある子ども」及び「非認知能力※3が低い子ども」等の把握・分析を組織的に行い、取組みの改善につなげます。



## ※1 「確かな学力」の3つの要素(「学校教育法」より)

- ◆基礎的な知識・技能
- ◆知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力
- ◆学習に取り組む意欲

## 育成をめざす『資質・能力』(「学習指導要領解説」より)

- ◆生きて働く「知識・技能」
- ◆未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」
- ◆「学びに向かう力・人間性等」

## ※2 全国学力・学習状況調査・市アンケート調査等より見えてきたこと

- ◆授業改善や学習規律の育成に向けた取り組みは進んでいるが、引き続き必要である。
- ◆授業で学習した内容を普段の生活の中で活用しようとする子どもの割合が低い。
- ◆文章の構成や内容を捉え、自分の考えを明確にしながらかくむ力に課題がある。
- ◆与えられた条件に合わせて、理由や考えを整理して書く力に課題がある。
- ◆事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明する力に課題がある。
- ◆話し合う活動で考えを深めたり広げたりすることができている子どもの割合が低い。
- ◆漢字の習得に課題がある。
- ◆知識・技能を活用して思考・判断・表現する力に課題がある。
- ◆家で自主的に学習する習慣や読書習慣に課題がある。
- ◆「自分にはよいところがある」、「将来の夢や目標を持っている」と肯定的に回答する子どもの割合が低い。

## ※3 非認知能力

テストでは測ることができない力のことで、粘り強く課題に挑戦する力(頑張る力・自己抑制・目標への情熱)、気持ちをコントロールする力(自尊心・楽観性・自信)、人と協調して取り組む力(社交性・敬意・思いやり)などがある。

## ※4【教育委員会の支援】

- ◆学力向上推進教員会議の開催
- ◆教職員研修の開催
- ◆校内研究支援、初任期教員・講師に対する授業支援
- ◆効果的な取り組みの紹介
- ◆デジタル教科書の整備
- ◆ICT機器(タブレットPC等)の整備と支援
- ◆少人数指導・補充学習を行う市費教員の配置
- ◆土曜日学習・放課後等学習支援事業(小・中学校等での民間活力を活用した学習機会の提供)
- ◆学校司書の配置
- ◆スクール・サポート・スタッフの配置
- ◆部活動指導員の配置

## ※5【学校運営協議会との連携】 ～「社会に開かれた教育課程」の 実現に向けた取り組み～

- ◆教育課程の改善に向けた意見  
→出前授業の促進や地域人材の紹介
- ◆学校運営に関する評価  
→学校が作成する「学力向上推進プラン」等
- ◆保護者・地域住民等による学校支援活動の促進  
→学校支援ボランティアの募集と積極的な情報提供

## ※6【家庭・地域との協働】

- ◆規則正しい生活リズムの確立  
→あいさつ、早寝・早起き・朝ご飯、運動、身の回りの整理整頓等
- ◆各家庭での児童・生徒への励まし  
→学校生活についての言葉かけや読み聞かせ等の実施
- ◆学校支援活動による協働  
→地域のボランティアによる、授業支援・学習支援体制づくり
- ◆PTA・地域諸団体との連携強化  
→生活習慣育成に向けた取り組み
- ◆提携大学・企業等との連携  
→多様な人材を活用した教育活動の充実

moriguchi city board of education



守口市教育委員会